

## 農地・水保全管理支払交付金について

農村整備課

### 1 農地・水保全管理支払交付金の概要

農地・水保全管理支払交付金は、集落などを単位として設立された活動組織が、市町村と「協定」を締結して行う農地や農業用水等の保全に関する地域ぐるみでの共同活動や老朽化が進む水路等の施設の長寿命化の取組等（向上活動）に対する支援をしています。

なお、平成19年度から実施の「農地・水・環境保全向上対策（農地・水保全管理支払交付金）」は、平成24年度から、集落を支える体制の強化や仕組みの簡素化を図り、平成28年度までの対策として、引き続き実施しています。

### 2 魅力ある農業・農山村づくり検討委員会の位置づけについて

#### （1）役割

農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年4月6日23農振第2342号）

（別紙3）農地・水保全管理支払推進交付金に係る事業の実施方法

#### 第1 事業内容

#### 4 事業の内容

#### （1）第三者機関の設置、運営

ア 本交付金の毎年度の実行状況の点検、対象組織の取組の評価等を行うため、第三者機関として、第三者委員会を設置する。

イ 第三者機関が本交付金の実行状況の点検を行うとともに、本交付金の実施期間において、第三者委員会が対象組織の取組を評価し、必要に応じて、対象組織に対し、指導・助言を行うよう、運営する。

#### （2）経緯

平成19年度から、旧 農地・水・環境保全向上対策実施要綱に基づき、共同活動支援交付金及び営農活動支援交付金を対象として、委員会を実施。

平成22年6月には、中間評価のとりまとめ

平成23年度から、対象を共同活動支援交付金及び向上活動支援交付金に変更。

平成24年度からの農地・水保全管理支払交付金の2期対策（平成24年度～平成28年度）について、共同活動支援交付金及び向上活動支援交付金を対象として、委員会を実施予定。

### 3 事業内容

#### (1) 共同活動の支援(2期対策期間：平成24年度～平成28年度)

個人の農業者に加え、地域住民、自治会など多様な主体が参画する組織が行う、農地、水路等の資源の基礎的な保全管理活動(水路の草刈り・泥上げなど)と、生物多様性保全、景観形成などの農村環境の保全のための活動を支援する。

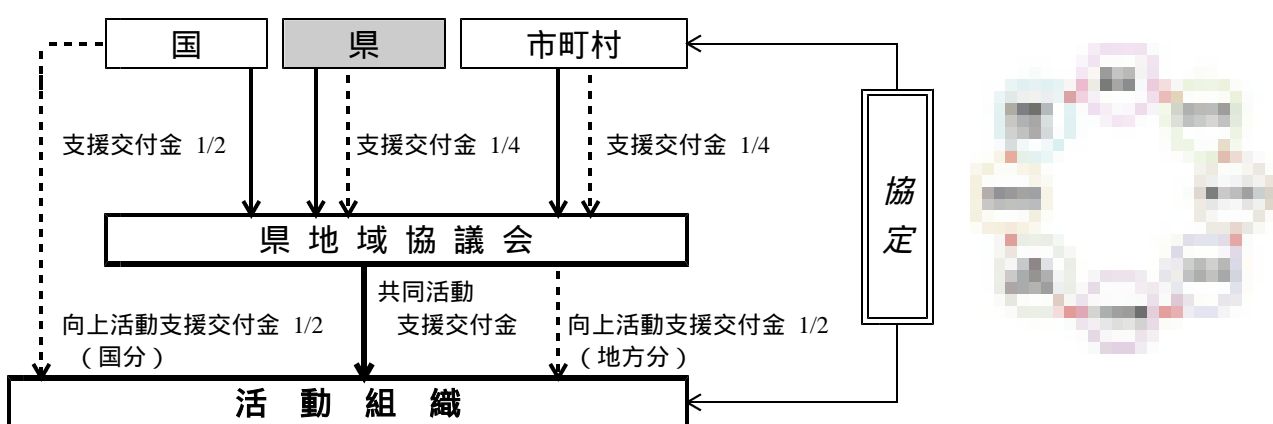
#### (2) 向上活動の支援(平成23年度～平成28年度)

老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新を行う取組などを支援する。

なお、国分は地域協議会を経由せず、当該活動組織に直接交付される。

#### 【支援の仕組み】

#### 【活動組織構成員のイメージ】



### 4 補助率及び負担割合

定額補助(国：1/2 県：1/4 市町村：1/4)

### 5 平成24年度農地・水保全管理支払交付金の状況(平成24年12月31日現在)

資料2のとおり

(参考)1期対策の年度別取組状況(平成19～23年度)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
共同活動支援	取組面積	6,673ha	9,133ha	9,335ha	9,416ha	9,416ha
	地区数	149地区	207地区	218地区	219地区	219地区
向上活動支援	対象面積					635ha
	地区数					33地区